

■保育の必要性の認定等について

1 概 要

新制度では、保護者の申請を受け、「保育の必要性があるか、保育は1日につき何時間の利用か」等の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、原則、保育の必要がない場合は直接施設へ、保育の必要がある場合は市町村へ利用を申込みることとなります。

2 認定の区分

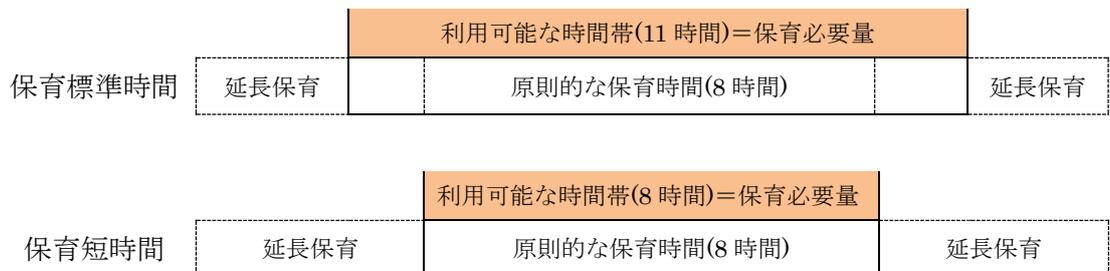
年 齢	保育の必要性	認定区分	利用できる教育・保育事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園（保育所部分）
		2号認定（保育短時間）	保育所
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園（保育所部分）
		3号認定（保育短時間）	保育所・地域型保育事業

※ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1号認定を受けて幼稚園等を利用することができます。

○月の就労時間と認定区分



○保育の必要量に応じた利用可能時間



3 保育の必要性の事由について

新制度における国の基準	現行の「保育に欠ける」事由 児童福祉法施行令第27条	現在の滝沢市の基準（条例） （保育の実施に関する条例）
以下のいずれかの事由に該当すること	以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること	児童福祉法施行令第27条に準拠
<ul style="list-style-type: none"> ・1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間労働することを常態としていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅外で労働することを常態としていること ・居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中であるか又は出産後間がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中であること又は出産後間がないこと
<ul style="list-style-type: none"> ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族（<u>長期間入院等</u>をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族を常時介護していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること
<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動（<u>起業の準備を含む。</u>）を継続的に行っていること ・次の①、②のいずれかに該当すること ① 学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学中 ② 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校等にて職業訓練中（在学中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・前各号に類する状態にあること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が認める前各号に類する状態にあること
<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②のいずれかに該当すること。 ① 保護者が児童虐待を行っている（又は再び行われるおそれがある）と認められること ② 配偶者からの暴力により、子どもの保育を行うことが困難であると認められること 		
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業をする場合であって、既に特定教育・保育施設等（保育所、認定こども園等）を利用しており、育児休業の間に引き続き利用することが必要であると認められること 		
<ul style="list-style-type: none"> ・前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること 		

4 優先利用等

国の例示	滝沢市の現行の取り扱い
①ひとり親家庭	調整点を加算している。
②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	調整点を加算している。
③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	調整点を加算している。（中心者に限定していないが、破産、整理解雇等の離職による求職は対象）
④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	調整点を加算している。
⑤子どもが障害を有する場合	優先項目としている。（同じ点数となった場合）
⑥育児休業明け	調整点を加算している。
⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	調整点を加算している。
⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児	該当なし。
⑨その他市町村が定める事由 例) ・保護者の疾病・障害の状況 ・全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用にあたって配慮	

5 滝沢市の基準案について

国基準は、市町村の現行の運用状況等を踏まえつつ、更に詳細な基準を設定するなどにより、運用することとされています。

基本的な考え方 — 就労時間の下限時間は48時間とする。
その他については、滝沢市の現状に国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないと考えられることから、国基準どおりとします。

●保育短時間認定における就労時間の下限設定について

(1) 近隣市町の動向

市町	現行の下限時間	新制度
盛岡市	60時間	48時間
八幡平市	60時間	検討中
雫石町	60時間	検討中
葛巻町	60時間	検討中
岩手町	60時間	検討中
紫波町	60時間	検討中
矢巾町	60時間	検討中
滝沢市	60時間	48時間

(2) 設定理由

- ・より多様な就労形態の方が利用しやすい。
- ・滝沢市の特性として、住民異動が多いという点が挙げられるため、近隣市町、特にも盛岡市と違う下限時間にした場合、転出入により認定区分が変更となる場合が想定される。

(3) 課題

- ・現行基準の引下げ（60時間→48時間）を行った場合、ニーズ調査の集計結果上の試算では「量の見込み」に著しい変化は見られなかったが、現実的にはさらなる保育ニーズの増大が予想されるため、十分な提供体制の確保方を検討しなければならない。